

宮津市地産地消推進店認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地元産食材を使用した料理を積極的に提供する飲食店等を宮津市地産地消推進店（以下「推進店」という。）に認証し、広く観光客や市民（以下「観光客等」という。）に周知することにより、地元産の農林水産物の生産及び消費の拡大並びに本市の食の魅力の向上を図り、もって本市の地産地消を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地元産食材 丹後地域で生産された農林水産物及びそれらを使用した加工品をいう。
- (2) 飲食店等 本市に所在する飲食店、旅館、ホテル等をいう。
- (3) 丹後地域 宮津市、舞鶴市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の区域をいう。

(認証の基準)

第3条 推進店の認証は、次の各号のいずれにも該当する飲食店等に対して行うものとする。

- (1) 地元産食材を積極的に使用し、その料理のPRを行うなど、地産地消の推進に取り組んでいること。
- (2) 地元産食材の使用について、次の要件に該当していること。
 - ア 丹後産米を80パーセント以上使用していること。
 - イ 地元産食材を主たる食材として使用した料理を常時3品以上提供していること。
 - ウ 丹後地域の地酒、地ワイン等地元産食材を使用した飲み物の提供に努めていること。
- (3) 使用している地元産食材をメニュー表、店内の表示板等に分かりやすく表示し、来店した観光客等が識別できること。
- (4) 店員が、提供する地元産食材について十分な説明ができること、又はそのための取組を予定していること。
- (5) 推進店として本市のホームページ等で紹介することを了承すること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守していること。

(認証の申請)

第4条 推進店の認証を受けようとする飲食店等（以下「申請者」という。）は、宮津市地産地消推進店認証申請書を宮津農水商工観連携会議（以下「会議」という。）の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(認証等)

第5条 前条の規定による申請があったときは、会長が指名する会議の委員等で構成する審査会においてその内容を審査し、認証の可否を決定する。

- 2 会長は、宮津市地産地消推進店認証結果通知書により、前項の規定による審査の結果を申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により推進店として認証したときは、当該認証を受けた申請者に対し認証書及び認証プレート（以下「認証書等」という。）を交付するものとする。

(認証書等の掲示及び広報)

第6条 推進店は、店内又は店頭がよく見える場所に交付を受けた認証書等を掲示するものとする。

2 会長は、推進店の名称、連絡先その他推進店に関する情報をホームページ等への掲載その他の方法により、広く観光客等に周知するものとする。

(認証の期間)

第7条 推進店の認証の期間（以下「認証期間」という。）は、認証の日から起算して3年以内とする。

(認証の更新)

第8条 推進店は、認証期間の満了後も引き続き推進店の認証を受けようとするときは、当該認証期間が満了する日の1月前までに、宮津市地産地消推進店認証更新届出書を会長に提出しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による認証の更新について準用する。

(実績報告)

第9条 推進店は、前年度の地産地消の推進の取組状況を、宮津市地産地消推進店実績報告書により毎年4月30日までに会長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、推進店が第3条に規定する認証の基準（以下「認証基準」という。）を満たしているかどうかを調査することができる。

(認証の辞退)

第11条 推進店は、認証を辞退しようとするときは、速やかに宮津市地産地消推進店認証辞退届出書を会長に提出するとともに、交付を受けた認証書等を会長に返却しなければならない。

(認証の取消)

第12条 会長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条の規定による届出があったときは、認証を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。
- (2) 認証基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第9条の規定による実績報告を行わなかったとき、又は虚偽の内容を報告したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進店としてふさわしくないと認められるとき。

2 会長は、前項の規定により認証を取り消したときは、宮津市地産地消推進店認証取消通知書により推進店に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、宮津市地産地消推進店認証申請書等の様式その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に宮津市地産地商（消）推進会議の宮津市地産地消推進店認証制度による宮津市地産地消推進店の認証を受けている飲食店等並びにその認証書及び認証プレートは、この要領による認証を受けた推進店並びにその認証書及び認証プレートとみなす。